木中経第２８６号
令和８年11月５日

独立行政法人　水資源機構　分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所　津曲　孝一
（公印省略）

見　積　依　頼　書

1 件　　名　　榊第一分水工流量計更新工事
2 施 行 場 所　　三重県三重郡菰野町地内
3 工　　期　　契約締結の翌日から令和9年2月12日
4 内　容　等　　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　　実施しません。
2 参 加 要 件　　下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①三重県、愛知県又は岐阜県に本店、支店又は営業所等が存すること。
②機構における建設工事有資格者名簿のうち工種区分の「電気工事」の認定を受けていること。

3 見 積 書 等
1)様 式 等　　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2)提出方法　　FAXによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
なお、FAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3)提出期限　　令 和 8 年 11 月 18 日　　12:00　　まで

4)提 出 先　　独立行政法人水資源機構　木曽川中下流用水総合管理所　経理課　担当者
TEL　0587-97-3710　　FAX　0587-97-1482

5)質 問 書　　令和8年11月12日
※質問の回答については、令和8年11月16日までにHPに掲載します。

6)見積回数　　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年11月18日17:00までとします。

7)そ の 他　　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

5 そ　の　他
1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2）受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

榊第一分水工流量計更新工事

仕　様　書

令和８年１１月

独立行政法人 水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

第１章　総則

第１節　適　用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「榊第一分水工流量計更新工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

第２節　工事場所

三重県三重郡菰野町地内

第３節　工期等

工期は雨天・休日等を見込み、契約締結の翌日から令和９年２月 12 日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

また、跡片付期間（跡片付、契約変更手続き期間等）として 15 日を見込んでいるので、この期間を残して現場施工がおおむね完了するように努めるものとする。

第４節　工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第５節　設計変更等

設計変更等について、具体的な考え方や手続きは、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構令和８年３月）に準拠するものとする。

なお、現場状況等により補修範囲増加や施工内容に変更の必要が生じた場合、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

第６節　数量の算出

数量の算出は、国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ掲載の土木工事数量算出要領（案）を使用するものとする。

第７節　提出書類

受注者は、工事写真（施工前、施工中、施工後）及び機器の仕様、規格等が分かる資料を提出するものとする。

第８節　立会による確認

受注者は、次に掲げる表の施工について、監督員の立会による確認を受けなければならない。

種　別	細　別	立会する工事内容	備　考
通信計測・監視制御設備工	電磁流量計設置	流量計・受信器の動作確認	

第９節　施工時期及び施工時間

受注者は、周辺等に騒音・振動等の被害を及ぼす恐れのある作業に当たっては、夜間及び早朝（17:00～8:00）に行ってはならない。

第 10 節 建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物（建設発生土を除く）は、次に示す搬出先区分に

従い搬出するものとする。
　なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
　ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

建設副産物	搬出先 区　分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び 受入時間	その他の 受入条件	片道運搬 距離	受入費用 （税抜き）
金属くず	最終処理	三重県四日市市 小山町地内	日曜・祝日を除く 9時00分～16時30分	―	約5km	16,000円/t

第２章　機器・材料

第１節　適　用

1-1　機器・工事材料

受注者は、次に掲げる表の機器及び工事材料について、見本又は品質を証明する資料を、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。

材　　料　　名	見本又は資料等の名称	備　　考
電磁流量計	機器仕様書等	
受信器	機器仕様書等	
その他監督員が指示するもの		

1-2　電磁流量計

1. 環境条件

（１）流体温度　0～40℃

（２）周囲温度　-10～50℃

2. 構成

電池式電磁流量計は、検出部・変換器及び受信器により構成する。

3. 検出部・変換部（フランジ接続タイプ）

（１）構造　　検出部・変換器一体型（IP68 相当）

（２）取付方式　フランジ接続

（３）口径　　150mm

（４）測定流体　河川水

（５）導電率　　30μS/cm 以上

（６）圧力　　１MPa 以上

（７）測定精度　流速 0.1m/s 未満:±4%以内（RS）、流速 0.1m/s 以上:±2%以内（RS）

（８）測定方式　単レンジ形

（９）表示機能　瞬時流量（L/s）、積算流量（m3）及び警報（乾水、電池電圧低下、計測停止）

(10) 外部出力　SS フォーマットコード

(11) 電源　　リチウム電池（電池寿命 20 年）

(12) 材質　　ステンレス鋼

4. 受信器

（１）構造　　IPX8 相当

（２）表示機能　瞬時流量（L/s）、積算流量（m3）及び警報（乾水、電池電圧低下、計測止）

（３）入力信号　SS フォーマットコード

（４）電源　　内蔵リチウム電池（10 年間駆動）

（５）材質　　ABS 樹脂

（６）添付品　　変換器と接続するためのケーブル（約 10m）

第３章　通信計測・監視制御設備工

第１節　流量観測設備撤去・設置工

1-1　電磁流量計、受信器の据付及び調整は、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるように入念に行うものとする。

なお、これらの技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。

1-2　機器の位置等は、別添図面のとおりである。受信器の取付位置は、既存施設を流用するものとする。

なお、現場条件等により機器仕様等の変更を指示することがある。その場合、設計変更の対象とする。

1-3　施工にあたり、制水弁等による止水は施設管理者により実施する。

なお、既設流量計等を取り外すと管内の残水が流出してくる見込みであるため、水中ポンプ等で排水するものとする。

1-4　機器据付完了後、単体及び総合調整を行うものとする。通水させ、機器の稼働状態の確認も行うものとする。なお、通水にあたり制水弁等の操作は施設管理者にて実施する。

以　上

工事数量総括表

工事名	榊第一分水工流量計更新工事				
名　　称	規　　格	単位	数量	数量増減	摘　要
通信設備(機器単体)		式	1		
通信計測･監視制御設備		式	1		
流量観測設備		式	1		
電磁流量計	ﾌﾗﾝｼﾞ接続、φ150	基	1		
受信器	IPX8相当	基	1		
機器単体費		式	1		
通信設備		式	1		
通信計測･監視制御設備工		式	1		
流量観測設備撤去･設置工		式	1		
電磁流量計設置	φ150、調整手間･受信機設置含む	基	1		
既設超音波流量計撤去	φ150	基	1		
水替工		式	1		

工事数量総括表

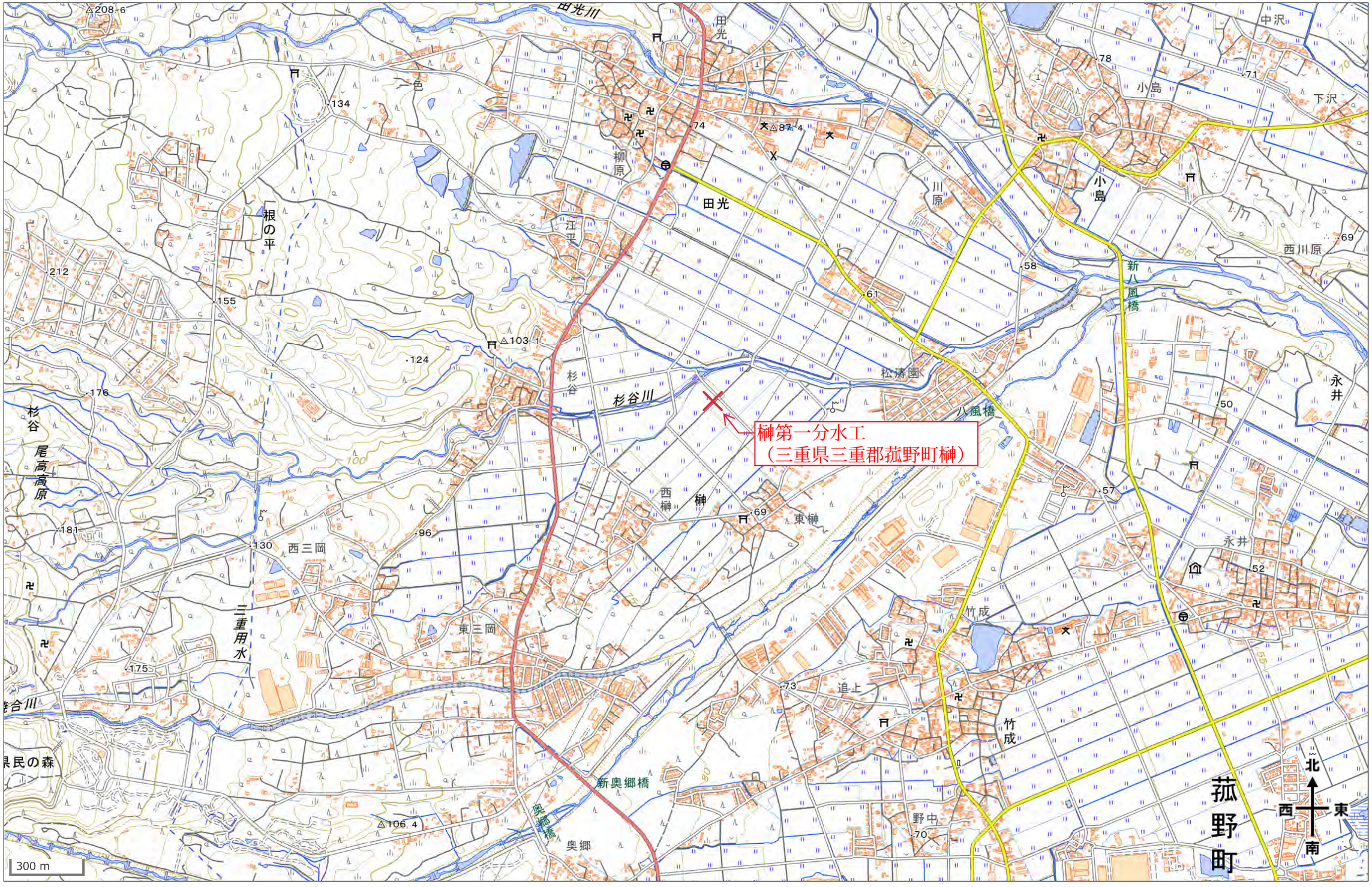
工事名	榊第一分水工流量計更新工事				
名　　称	規　　格	単位	数量	数量増減	摘　要
排水ポンプ運転		日	1		
工場製品輸送工		式	1		
輸送工		式	1		
輸送(電気)		式	1		
処分費		式	1		
処分費		式	1		
現場発生品処分	運搬・処分含む	式	1		
直接工事費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費(率計上)		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		

工事数量総括表

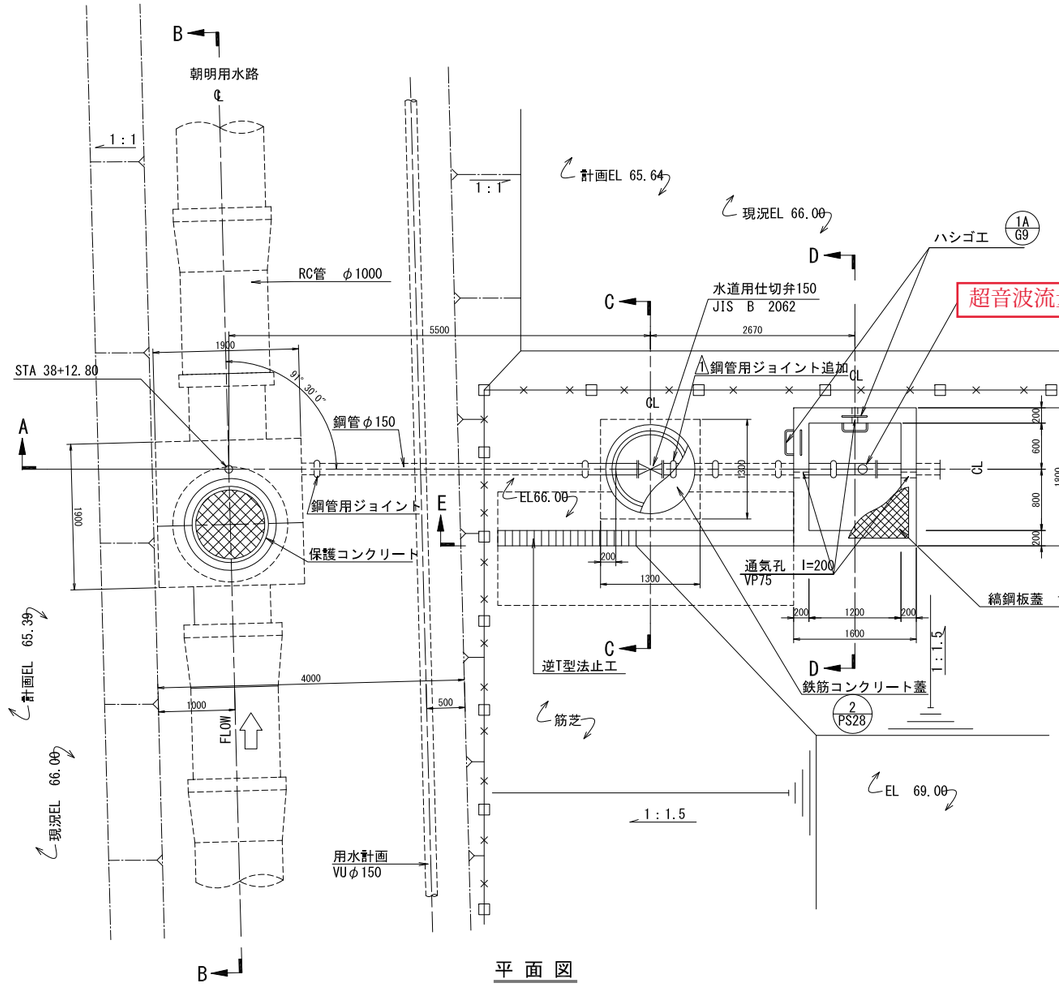
工事名	榊第一分水工流量計更新工事				
名　　称	規　　格	単位	数量	数量増減	摘　要
機器間接費		式	1		
機器管理費		式	1		
工事原価		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

独立行政法人 水資源機構

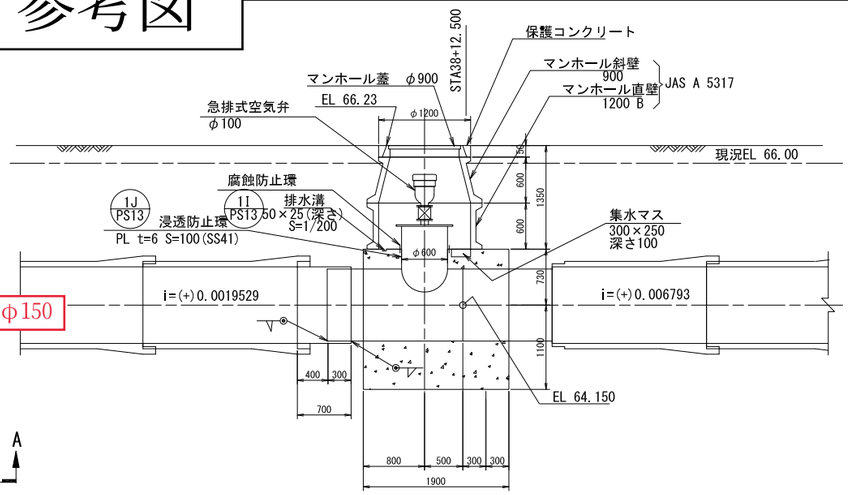
位置図

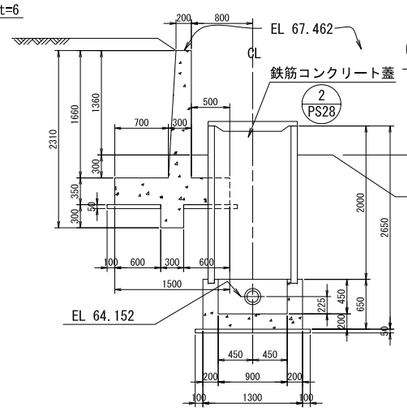

榊第一分水工
（三重県三重郡菰野町榊）
田光川
田光
中沢
小島
下沢
川原
西川原
永井
新八風橋
八風橋
松涛園
柳原
江平
根の平
杉谷
杉谷川
尾高高原
西榊
榊
東榊
西三岡
東三岡
三重用水
竹成
追上
野中
新奥郷橋
奥郷橋
奥郷
菰野町
北
西
東
南
300 m

参考図

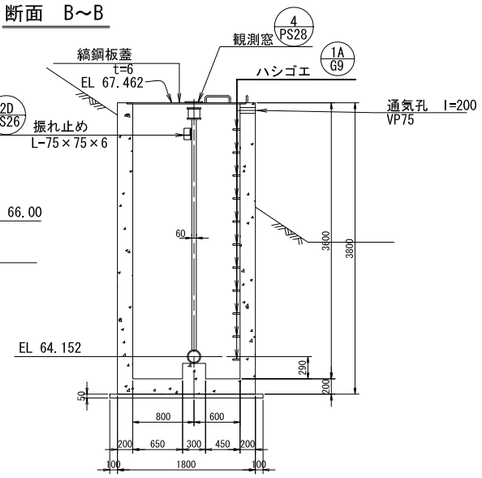


平 面 図





断面　B～B



断面　C～C

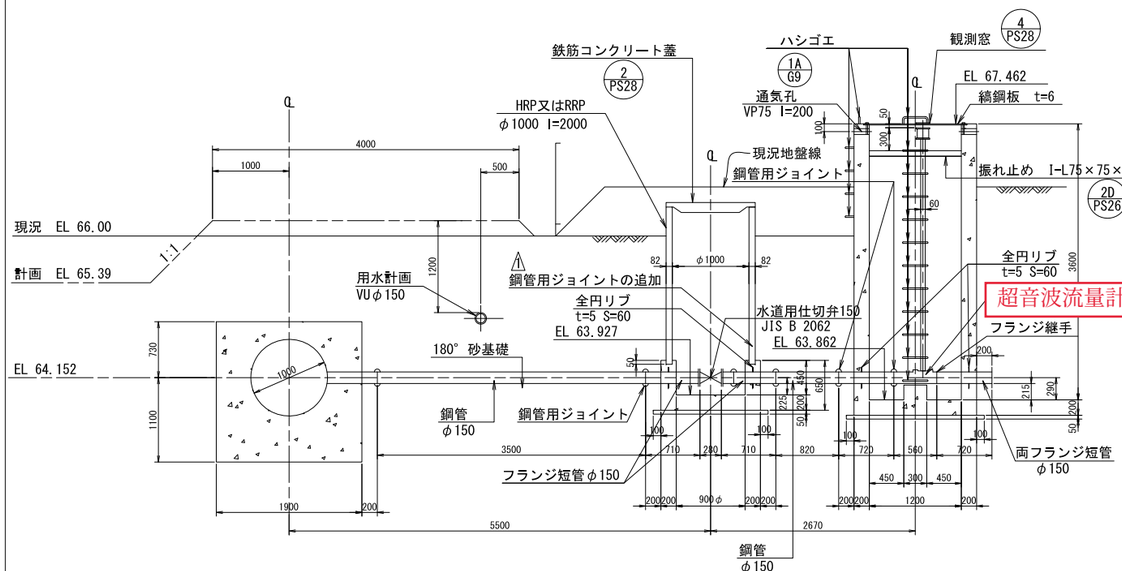
断面　D～D

注意事項

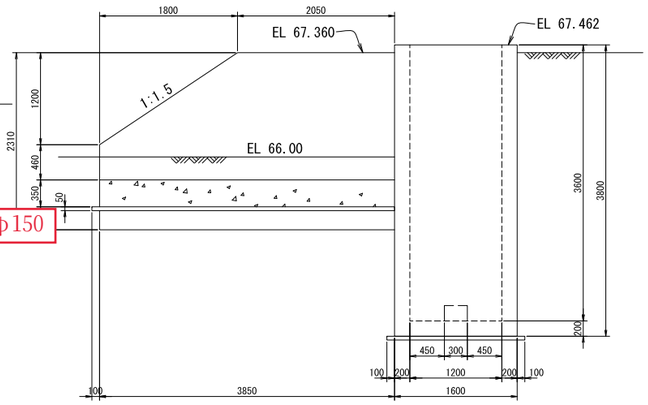
1. 本図の寸法は特に示すもの以外はmmで標高はmで示す。
2. コンクリートの設計基準強度および最大骨材寸法は次のとおりとする。

種　別	設計基準強度	最大骨材寸法
鉄筋コンクリート	210	25
無筋コンクリート	160	40
捨　コンクリート	135	40

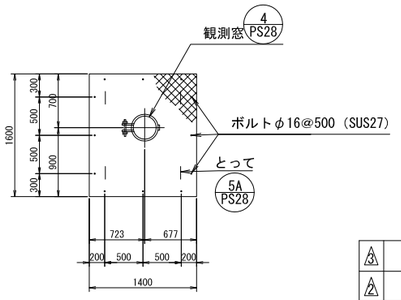
3. 鋼材はSS41とする。異形管については、JIS-G-3451に準拠した鋼管を使用する。
4. マンホール蓋の仕様は別途指示する。
5. 流量計はウォルトマン型（指示積算両用）とする。



断面　A～A



断面　E～E



縞鋼板蓋詳細図

CAD作成年月：平成27年3月

記号	変更内容	変更	点検	照査	承認
3					
2					
1					

工事名	
図面名	
作成年月日	
縮尺	1:40　図面番号
会社名	
事業者名	独立行政法人水資源機構　三重用水管理所

13-0127

見　積　参　考　資　料

工事名　榊第一分水工流量計更新工事

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生ずるものではなく、受注者は、工事条件、地域条件等を十分考慮して、施工方法、安全対策等、工事を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期限は、この工事の入札日までとする。また、「見積参考資料」は、見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

工　事　名	榊第一分水工流量計更新工事				
見積り単価表	既設超音波流量計撤去				1基当り単価表
種　　別	細　　別	規　　格	単位	数　量	備　　考
	電気通信技術者		人	0.3	
	普通作業員		人	1.5	

見積り単価表	電磁流量計設置				1基当り単価表
種　　別	細　　別	規　　格	単位	数　量	備　　考
	電気通信技術者		人	0.5	
	電気通信技術員		人	1.3	
	電工		人	1.0	
	普通作業員		人	2.5	

榊第一分水工　状況写真



流量計室全景



流量計室内状況

超音波流量計φ150

フランジ接続



超音波流量計変換器

設置状況

余　白

請　　書

１　件　　名　　榊第一分水工流量計更新工事

２　場　　所　　三重県三重郡菰野町地内

３　期　　間　　自　令和　　年　　月　　日

至　令和９年　２月１２日

４　請負代金額　　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　　年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長　津曲　孝一　殿

契　約　条　項

第１条　受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

３　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第３条　受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第４条　この契約の履行内容が第１条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第５条　受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１４日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

３　発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

５　受注者が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前４項の規定を適用する。

第６条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して４０日以内に請負代金を支払うものとする。

第７条　受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号。以下「債権管理法施行令」という。）第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、第６条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第８条　受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第９条　発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第１０条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定し

た場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第１１条　受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一　発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二　発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

３　受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況

に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

5　発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

6　受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7　受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8　発注者は、受注者が第１項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

9　受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（専属的合意管轄）

第１２条　発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔一宮〕簡易裁判所又は〔名古屋〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第１３条　この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

FAX送信先　0587-97-1482

独立行政法人水資源機構　木曽川用水総合管理所　経理課　山内　あて

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構　分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所　津曲　孝一　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年11月5日に交付された件名:榊第一分水工流量計更新工事の
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉
担当部署名:
担当者:
電話番号:
FAX番号:

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値
1　2　3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−	0	123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−	0	123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4
◎◎工業	¥500,000−	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。